別紙１

日南町障害者日中一時支援事業サービス事業者の登録に関する基準

（目的）

第1条　この要綱は､日南町障害者日中一時支援事業実施要綱（以下「事業実施要項」という。）第7条に基づき、日南町日中一時支援事業を円滑に行うため､この事業を行う者（以下「サービス事業者」という。）の登録に関する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（新規登録の手続き）

第2条　新規に登録を受けようとするサービス事業者は、事業実施要綱第6条第1項に定める日南町障害者日中一時支援事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる事項を記載した書面を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　事業所の平面図

(2)　事業所の設備の概要（居宅介護に係る事業に限る。）

(3)　事業所の管理者の経歴

(4)　事業所のサービス提供責任者の経歴（居宅介護に係る事業に限る。）

(5)　運営規定

(6)　利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

(7)　当該申請に係る事業に関する従業者の勤務の体制及び勤務形態

(8)　当該申請に係る事業に関する資産の状況

(9)　その他登録に関し町長が必要と認める事項

（登録に関する基準）

第3条　登録に関する基準は、平成18年4月3日付障発第0403009号厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部長「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」を準用する。